

生活福祉資金

教育支援資金のしおり

教育支援資金は、学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な費用、または在学中に必要な費用を貸し付け、その就学や将来の就労を支援する制度です。

本資金では、学校へ通う者が借受人となり、生計中心者が連帯借受人となる必要があります。

就学支度費

- 高等学校や大学等への入学時に必要な費用が対象となります。
- 貸付限度額 50万円以内
- 貸付期間 在学期間中
- 償還期間 10年以内
- 貸付利子 無利子(償還期限後は延滞利子が残元金に対して3%)

教育支援費

- 高等学校や大学等の在学中に必要な授業料等の費用
- 貸付限度額 高等学校(専修学校高等課程) 月額35,000円以内
高等専門学校 月額60,000円以内
短期大学(専修学校専門課程) 月額60,000円以内
大 学 月額65,000円以内
- 貸付期間 正規在学期間中
- 償還期間 10年以内
- 貸付利子 無利子(償還期限後は延滞利子が残元金に対して3%)

～生活福祉資金をご利用になる前に～

生活福祉資金貸付制度は、生活を支援する制度です。

貸付という性格上、卒業後、負債として負担が残ることになります。

このため、貸付額は必要最低限に限らせていただくとともに、借り入れの相談時から償還完了に至るまでの間、「社会福祉協議会」と「民生委員」がその支援にかかわります。

また、金銭的な必要性だけで貸付を行うのではなく、日常生活への支援などについても考慮しながら貸付の可否を審査するため、借入申込から貸付決定までには、1か月以上の期間を要することがあります。

これらを十分にご理解いただいた上で、この資金をご利用ください。

貸付の対象となる世帯

次の要件にすべて当てはまる世帯が対象となります。

- (1) 静岡県内（住民票の記載地）に居住している世帯（外国人の場合、現在地に6か月以上居住し、将来とも永住する確実な見込みがあること）
- (2) 低所得世帯（世帯の収入が市県民税非課税程度または生活保護基準の1.7倍以下の所得の世帯）
- (3) 高等学校や大学等への進学・在学にあたり、その学費の捻出のため、他からの融資を受けることが困難、または、融資を受けても資金が不足し進学・在学が困難な世帯

借受人と連帯借受人

- (1) 借受人（借入申込者）は、進学または在学する学生本人です。

借入申込者は、次の要件に該当する者となります。

高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校及びその他の各種学校（通信制、定時制を含む）に進学する者及び在学中の者

- (2) 本資金には、連帯借受人が必要です。

連帯借受人は、借入申込者の親権者で、借入申込者が属する世帯の生計中心者です。

ただし、この要件に合致する連帯借受人が立てられない場合は、これに準じる要件を備えた者を連帯借受人とします。

連帯保証人・据置期間・償還期間

- (1) 原則1人の連帯保証人が必要で、次の要件に該当する者となります。
 - 借受人と別世帯で、住民税が課税されている者
 - 借入申込総額以上の年間所得がある者
 - 借入申込時の年齢が65歳未満で、かつ償還完了日に75歳未満の者
ただし、連帯借受人がいれば、連帯保証人は必須ではありません。
- (2) 据置期間は、貸付終了後6か月以内です。貸付終了日は、貸付対象となった学校を卒業する日の属する月の末日です。
- (3) 償還期間は、10年以内です。

貸付対象となる学校

学校教育法上の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程、専門課程）

※通信制または定時制課程を含みます

※大学院、予備校、外国の学校（留学を含む）は貸付対象となりません。

貸付対象となる費用

- (1) 就学支度費（主に入学時のみに必要となる経費）
 - 入学金、各種経費（学校指定により入学時に支払いが必須となる会費・維持費等）、教材費（学校指定で入学時に購入が必須である物）
 - 制服・シューズ類（学校指定品）、通学用自転車
 - 学校の寮に入居するための費用
 - その他、学校推奨により加入が必要と考えられる共済・生協・組合等への加入費
- (2) 教育支援費（在学期間を通じて必要となる経費）
 - 授業料、各種経費（学校指定により、在学中を通して定期的な支払いが必須となる会費・維持費など）
 - 教材費（学校指定で在学中必須とされたもの）、修学旅行積立金、通学定期代
 - 自宅からの通学が困難な場合の寮費（学校の寮のみ）
 - その他、学校推奨により在学中を通して支払いが必要な経費
- (3) すべての費用は、その根拠となる書類の提出が必要です。

貸付相談と申し込み

- (1) 貸付相談や申し込みの窓口は、居住地の市町社会福祉協議会（市町社協）になります。
- (2) 借入申込は、進学先が決定（合格発表）する前でも行うことができます。その場合、必要な費用が算出できる書類などが必要です。
- (3) 借入申込から審査・貸付決定までには1か月程度を要します。また、秋冬の受験シーズンには借入申込が増加するため、さらに時間を要する場合があります。計画的に相談・申し込みを行ってください。

他の修学支援制度との関連

- (1) 本資金の利用にあたっては、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、母子父子寡婦福祉資金など、他の融資・給付制度の利用が優先となります。これらが利用できるか確認のうえ、ご相談ください。
- (2) 他制度を利用しても入学時に必要な費用の捻出が困難な場合は、その不足する費用について貸付対象とする場合があります。ただし、他制度において、類似する貸付制度との重複利用が認められていない場合は、貸付できません。
- (3) 他制度が利用できる状況であるにもかかわらず、それらの制度を利用せずに本資金を利用することはできません。

貸付審査

- (1) 市町社協において面談、申請手続き、書類等の確認後、静岡県社会福祉協議会（県社協）で申請を受理し、審査を行います。
- (2) 貸付審査において、借入申込者、連帯借受人、連帯保証人の勤務確認や意志確認など、申請内容を再度確認する場合があります。
- (3) 申請内容に虚偽や真実でない点があった場合は、今後本資金に関する一切の申し込みが不可能となるだけでなく、法的措置をとる場合があります。
- (4) 審査により、貸付不承認となる場合もあります。

次のような経費は、貸付対象の経費とは認められません

- 入学検定料（受験料）や、受験のために必要な交通費 など
- 在学中または卒業した学校よりも上級でない学校への入学にかかる費用
- 在学期間中の生活費（食費、水道光熱費等）、生活に必要な家財等の購入経費
- 寄付金など、支払いが任意であるもの
- 合格しても進学しない学校に支払うための経費（入学保証金など）
- 貸付金を交付する前に支払った経費（貸付決定後であっても、貸付金の送金前に支払った場合も含みます）
- 他で借入されている経費、またはすでに借入が決定している経費

貸付の決定

- (1) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。
ただし、資金の用途や償還能力等を勘案して、申込金額より減額して決定する場合があります。
- (2) 貸付決定（不承認）した場合は、借入申込者に貸付決定（不承認）通知を送付します。なお、不承認となった場合、不承認理由はお答えできません。
- (3) 貸付を決定した場合は、「借用書」により貸付契約を締結します。

資金の交付方法

- (1) 初回（就学支度費、教育支援費の一部）は、県社協が借用書及び契約時に必要な書類を受理後、4日程度で送金します。
- (2) 借受人または連帯借受人名義の口座に振り込みます。
- (3) 進学先が決定（合格発表）する前に本資金の貸付決定を受けている場合、合格通知が提示された後に送金します。

教育支援費の交付方法

- (1) 教育支援費の送金は、毎年9月に後期分、3月に次年度の前期分を一括して送金します。（初回の送金分を除く）
- (2) 送金前には、在学状況の確認を行います。定められた期日までに在学状況の確認が行えない場合は送金を停止します。
3月 在学証明書による確認（2月末日までに提出）
9月 在学証明書または学生証の写しによる確認（8月末日までに提出）

届出義務について

- (1) 入学後は速やかに学生証の写しを提出してください。
また、資金使用の事実確認のため領収書等の提出を求める場合があります。
- (2) 借受人、連帯借受人、連帯保証人に次のような事由が発生した場合は、市町社協まで速やかに連絡してください。
また、それらの事由を証明する書類も提出してください。
 - 住所、氏名を変更したとき…住民票、戸籍抄本 など
 - 休学・退学等により貸付が必要なくなったとき…休学届、退学届
 - 状況に著しい変化（死亡、失業、自己破産、長期療養、生活保護受給など）があったとき
 - 他の就学支援制度による給付・貸付の利用が決定したとき
- (3) 届出義務を怠った場合には、それ以降の送金を停止します。
また、契約を終了し、一括償還を求める場合があります。

償還について

- (1) 据置期間終了後、毎月27日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に指定金融機関口座から「借用書」の約定により引落しを行います。
- (2) 計画どおりに償還されない場合は、督促状を送付するとともに、法的措置をとる場合があります。
最終償還期日までに償還完了しなかった場合、残元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。
- (3) 貸付金は、いつでも繰上償還することができます。

その他

生活保護を受給している世帯は、あらかじめ福祉事務所のケースワーカーにご相談のうえ、市町社協にご相談ください。

借入申込に必要な書類

- (1) 借入申込には、以下の申請要件の事実を証明する書類が必要です。
- (2) 書類は「コピー可」とされているものを除き、原則として原本を提出してください。
- (3) 併願等で提出書類が重複する場合、提出は1部で構いません。

- (4) 審査のため、書類の発行元に内容確認を行う場合があります。
- (5) 申込内容によっては、「借入申込に必要な書類」以外の書類を求める場合があります。
- (6) 審査のために提出された書類は、貸付審査結果にかかわらず返却しません。

【本人確認及び世帯の収入状況の分かる書類】

| 提出書類 | | |
|------|--|------|
| 1 | <input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票の写し | 原 本 |
| | <input type="checkbox"/> 在留カード（外国人は必須※住民票の写しに加えて世帯全員分）両面 | コピー可 |
| 2 | <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 | コピー可 |
| | <input type="checkbox"/> 所得課税証明書（世帯全員分） | 原 本 |
| 3 | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 | 原 本 |
| 4 | <input type="checkbox"/> 作文（400字程度） | 指定様式 |

【就学・進学の実績が確認できる書類】

| 提出書類 | | | |
|------|---|---|------------------|
| 1 | 《合格前の申請の場合》 <input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 検定料納付書の控え <input type="checkbox"/> 合格通知書（送金時に必要です） | 《在学中の申請の場合》 <input type="checkbox"/> 在学証明書 | 在学証明書以外は コピー可 |

【借入費用の詳細が確認できる書類】

| 提出書類 | | |
|------|--|------|
| 1 | <input type="checkbox"/> 学校からの請求書 <input type="checkbox"/> 入学案内、パンフレットなど、費用が掲載されている資料 <input type="checkbox"/> 必要費用の総額が明らかになるもの（請求書、見積書など） | コピー可 |

【連帯保証人分】（同一世帯でない連帯借受人の場合も含む）

| 提出書類 | | |
|------|--|-----|
| 1 | <input type="checkbox"/> 所得課税証明書または源泉徴収票 | 原 本 |
| 2 | <input type="checkbox"/> 住民票の写し | 原 本 |
| 3 | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 | 原 本 |

○申し込み・相談窓口

お住まいの市町社会福祉協議会へ

または、

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援課
静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内
TEL 054-254-5244

